

不動産鑑定業者（国土交通大臣登録）の登録換え

手 続 名	不動産鑑定業者（都道府県知事登録から国土交通大臣登録への場合に限る）の登録換え
手続根拠	不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）第２６条、第２２条、第２３条、第２４条、第２５条、第３２条及び第５３条
手続対象者	都道府県知事登録を受けている不動産鑑定業者でその都道府県以外の都道府県にも事務所を設ける者
提出時期	都道府県知事登録の不動産鑑定業者が他の都道府県にも事務所を設けるとき
提出方法	申請書を下記の提出先の窓口に提出してください。
手 数 料	① 登録申請者が個人でかつ不動産鑑定士である者：登録申請手数料（法第３２条第２項） <u>６２，８００円</u>の収入印紙を登録申請書第一面の所定欄に貼付してください。 ② 登録申請者が上記以外の者：登録免許税（法第３２条第１項） 国税の収納を行う銀行、郵便局等において、登録免許税として下記の税務署〔＊１〕あて<u>９０，０００円</u>を納付し、その領収証書の原本を登録申請書第三面又は第一面の裏面中央部に貼付してください。
添付書類・部数	①不動産鑑定業経歴書（別記様式第八 添付書類（イ）） ②事務所ごとの不動産鑑定士の氏名を記載した書面（別記様式第八 添付書類（ロ）） ③法第２５条各号に該当しないことを誓約する書面〔法人：添付①、②〕〔個人：添付：①〕 ④法第３５条第１項に規定する要件を備えていることを証する書面（専任の不動産鑑定士の辞令など） ⑤登録申請者が個人の場合及び専任の不動産鑑定士は、住民票の抄本もしくはこれに代わる書面 ※原本 ただし、不動産鑑定士としての登録の住所と同じ場合は、添付を省略できます。 ※住民票と住所地が異なる場合は、これに代わる書面。 ⑥登録申請者が法人の場合は、定款または寄附行為 ⑦登録申請者が法人の場合は、登記事項証明書 ※原本 現在事項全部証明書とします。 ⑧登録申請者が法人の場合は、その役員の略歴書〔法人：添付⑳、③、⑤〕〔個人：添付：⑳、⑫、⑭〕 ⑨事務所ごとの専任の不動産鑑定士の略歴書〔法人：添付⑳、④、⑤〕〔個人：添付：⑳、⑫、⑬〕 ⑩事務所案内図 ⑪事務所を確認する書面 法人で登記されていない場合及び個人で住所地以外の場合は、賃貸借契約書の写し。 ○部数は、申請書・添付書類とも正１通、副２通及び事務所のある都道府県の数（＊２）の写しを提出してください。
申請書様式	登録申請書（第一面、第二面、第三面） 【法第２６条第１項の規定】 なお、申請書の宛先名は、主たる事務所のある都道府県を管轄する下記の地方整備局等〔＊２〕の長となります。
記載要領・記載例	次のとおり。なお、詳細については下記の相談窓口へお問い合わせください。
提 出 先	主たる事務所のある都道府県を管轄する地方整備局等へ直接提出してください。
受付時間	上記の提出先の窓口にお問い合わせください。
相談窓口	地方整備局等の不動産鑑定事務担当課、または国土交通省土地・建設産業局土地経済課鑑定評価指導室
審査基準	不動産の鑑定評価に関する法律等の法令の定めるところによります。
標準処理期間	３週間
不服申立方法	行政不服審査法の規定によります。

申請書の宛先となる地方整備局等及び登録免許税納税機関の名称等

住所地の都道府県名（書類の経由都道府県）	地方整備局等〔＊２〕	納税機関の名称及び所在地〔＊１〕
北海道	北海道開発局	札幌国税局 札幌北税務署 北海道札幌市北区北三十一條西７－３－１
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県	東北地方整備局	仙台国税局 仙台北税務署 宮城県仙台市青葉区上杉１－１－１
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県	関東地方整備局	関東信越国税局 浦和税務署 埼玉県さいたま市中央区新都心１－１ さいたま新都心合同庁舎１号館
新潟県、富山県及び石川県	北陸地方整備局	関東信越国税局 新潟税務署 新潟県新潟市中央区営所通二番町６９２－５
岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県	中部地方整備局	名古屋国税局 名古屋中税務署 愛知県名古屋市中区三の丸３－３－２
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	近畿地方整備局	大阪国税局 東税務署 大阪府大阪市中央区大手前１－５－６３
鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県	中国地方整備局	広島国税局 広島東税務署 広島県広島市中区上八丁堀３－１９
徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	四国地方整備局	高松国税局 高松税務署 香川県高松市天神前２－１０
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県	九州地方整備局	福岡国税局 博多税務署 福岡県福岡市東区馬出１－８－１
沖縄県	沖縄総合事務局	沖縄国税事務所 北那覇税務署 沖縄県浦添市宮城５－６－１２

<不動産鑑定業者の登録の欠格要件>

◇不動産の鑑定評価に関する法律◇(昭和38年7月16日法律第152号)

(登録の拒否)

第25条 国土交通大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは鑑定評価等業務に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 第16条第5号又は第6号に該当する者
- 第30条第6号又は第41条の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から3年を経過しない者
- 第41条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第29条第1項第1号に該当し、第30条第1号又は第2号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者
- 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 法人で、その役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者のあるもの